

# 1. 案内情報

## ○ 手続名：建設業許可（建設業法第3条）

### （1）建設業の許可

ア 建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除き、建設業法第3条の規定に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。

イ 「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額が建築一式工事以外の建設工事の場合にあっては、500万円未満、建築一式工事の場合にあっては1,500万円未満又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅の工事をいいます。

### （2）許可行政庁（大臣許可と知事許可）

ア 建設業を営もうとする者が、2つ以上の都道府県の区域に営業所を設ける場合は国土交通大臣の許可が、1つの都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合は都道府県知事の許可が必要となります。

イ 営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約の見積、入札、契約の締結を行う事務所等、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいいます。

ウ 大臣許可、知事許可を問わず、営業の区域又は建設工事を施工する区域についての制限等はありません。

### （3）建設業の許可業種

建設業の許可は、下記の28の業種ごとに行われ、営業する業種ごとに取得する必要があります。また、同時に2つ以上の業種の許可を受けることができ、現有の許可業種に業種を追加することもできます。ある業種の許可を受けた場合でも、他の業種の工事を請け負うことは、その業種の許可も受けていない限り禁じられます。

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業
--

### （4）有効期間

建設業の許可は5年間有効です。5年毎に更新が必要です。

### （5）許可の区分（一般建設業と特定建設業の許可）

ア 許可を受けようとする業種ごとに一般建設業又は特定建設業の許可を受けなければなりません。

イ 特定建設業の許可を受けた場合は、発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、下請代金の額が3,000万円以上（建築工事業については4,500万円以上）となる下請契約を締結するこ

とができます。

この場合の3,000万円以上（建築工事業においては4,500万円以上）とは、その工事全体で、全ての下請業者に出す工事金額を合計したものです。

したがって、建設工事の発注者から直接請け負う請負金額については、一般建設業者であっても特定建設業者であっても等しく制限はなく、一般建設業者であっても工事を全て直営施工するか、あるいは1件の建設工事について3,000万円未満（建築工事業については4,500万円未満）の工事を下請施工させる限り、受注金額に制限はありません。

## （6） 許可申請書類の提出方法

### ア 提出先

国土交通大臣許可については、主たる営業所（通常は本社、本店）の所在地を管轄する都道府県知事を経由して各地方整備局長等へ、知事許可については、営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して下さい。（許可の更新の場合は、有効期間満了の日の30日前までに提出しなければなりません。）

### イ 提出部数

- ① 大臣許可： 正本1部及び営業所のある都道府県の数と同一部数
- ② 知事許可： 当該都道府県知事の定める部数

## （7） 許可申請に必要な書類（許可申請書及び添付書類）

許可申請に必要な書類の一覧は表3を参照して下さい。

また、許可申請をするに際して、疑義が生じた場合には、表1の各都道府県建設業許可事務担当課又は表2の各地方整備局建政部建設産業課等にご照会下さい。

## （8） 許可手数料等

### ア 国土交通大臣の許可

- ① 新規の許可： 15万円（登録免許税）
- ② 更新及び同一許可区分内での追加の許可： 5万円

### イ 都道府県知事の許可

- ① 新規の許可： 9万円
- ② 更新及び同一許可区分内での追加の許可： 5万円

## （9） 許可を受けた後の届出等

許可を受けた後に商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金額、経營業務の管理責任者、専任技術者等に変更があったとき、毎事業年度が終了したときなどは、建設業法第11条の規定により、その旨の変更届出書を許可を受けた許可行政庁に提出しなければなりません。

届出が必要となる事項の内容等については、表4を参照して下さい。

詳細については、表1の都道府県建設業許可事務担当課又は表2の各地方整備局建政部建設産業課等にご照会下さい。

## （10） 記載要領、記載例

表1の各都道府県建設業許可事務担当課又は表2の各地方整備局建政部建設産業課等にご照会下さい。

## 2. 窓口情報

### (1) 提出先窓口

大臣許可、知事許可とも提出先窓口は表1の各都道府県建設業許可事務担当課になります。ただし、同表の備考欄に○印が記載されている都道府県では、現在、その事務の全部又は一部を土木事務所等の出先機関で行っています。

### (2) 受付時間

提出先窓口にご照会下さい。

### (3) 相談窓口

表1の各都道府県建設業許可事務担当課又は表2の各地方整備局建政部建設産業課等

## 3. 手続き情報

### (1) 審査基準： 建設業法第7条、第8条、第15条

建設業の許可の基準の概要については以下のとおりです。なお、国土交通大臣に係る建設業許可の基準の詳細については、以下のアドレスに別途掲載しておりますので、ご確認ください。

○国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/index01.htm>)

#### ア 経營業務の管理責任者としての経験がある者を有していること

許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員の中の1人が、また、個人である場合には本人又は支配人のうち1人が、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。
- ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。
- ③ 許可を受けようとする建設業に関し、7年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位（法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人の場合はその本人に次ぐ地位をいいます。）にあって、経營業務を補佐した経験を有していること。

#### イ 専任の技術者を有していること

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所ごとに、一定の資格・実務経験を有する専任の技術者を置くことが必要です。

#### 【一般建設業の許可を受ける場合】

- ① 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、国土交通省令で定める学科を修めて高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者、または同様に大学を卒業した後3年以上実務の経験を有する者
- ② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、10年以上実務の経験を有する者
- ③ 国土交通大臣が①又は②に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者  
(許可業種に応じ、「施工管理技士」の合格証明書、「建築士」の免許証、「技術士」の登録証、該当する技能の「技能検定」の合格証書を有する者などが定められています。)

#### 【特定建設業の許可を受ける場合】

- ① 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者  
(許可業種に応じ、一級「施工管理技士」、一級「建築士」、「技術士」が定められています。)
- ② 上記の一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- ③ 国土交通大臣が①又は②に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者  
なお、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種は指定建設業として指定されており、この7業種について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、国土交通大臣が定める国家資格者等を営業所に置かなければなりません。

#### ウ 請負契約に関して誠実性を有していること

許可を受けようとする者が法人である場合には、その法人、役員、支店又は営業所の代表者が、個人である場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

#### エ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

##### 【一般建設業の許可を受ける場合】

次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 自己資本の額が500万円以上であること。
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。
- ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。

##### 【特定建設業の許可を受ける場合】

次のすべてに該当することが必要です。

- ① 欠損の額が資本金の額の20パーセントを超えていないこと。
- ② 流動比率が75パーセント以上であること。
- ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

オ 許可を受けようとする者が次に掲げる事項に該当しないことが必要です。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ② 不正の手段により許可を受けたこと又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ③ 許可の取消し処分を免れるために廃業の届出を行った者で当該届出の日から5年を経過しない者
- ④ 上記③の届出があった場合に、許可の取り消し処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ⑤ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 建設業法、又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記①から⑧のいずれかに該当する者
- ⑩ 法人でその役員、支配人又は建設業に係る支店・営業所の代表者のうちに、上記①から④まで又は⑥から⑧までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑪ 個人でその支配人又は建設業に係る支店・営業所の代表者のうちに、上記①から④まで又は⑥から⑧までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 許可申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をした者、又は重要な事実の記載を欠いた者

## (2) 標準処理期間

ア 国土交通大臣許可については、おおむね120日程度（都道府県の事務所に到達してから地方整備局等の事務所に到達するまでおおむね30日程度、地方整備局等の事務所に到達してからおおむね90日程度）

イ 都道府県知事許可については、表1の各都道府県建設業許可事務担当課にご照会下さい。

## (3) 不服申立方法

行政不服審査法の規定による。

表1 都道府県建設業許可担当課一覧

都道府県名	担 当 課 名	電話番号	備 考
北海道	建設部建設管理局建設情報課	011(231)4111	○
青森県	県土整備部監理課	017(722)1111	○
岩手県	県土整備部建設技術振興課	019(651)3111	○
宮城県	土木部事業管理課	022(211)3116	○
秋田県	建設交通部建設管理課	018(860)2425	○
山形県	土木部建設企画課	023(630)2572	○
福島県	土木部土木総務領域建設行政グループ	024(521)7452	○
茨城県	土木部監理課	029(301)1111	○
栃木県	土木部監理課	028(623)2390	○
群馬県	県土整備局監理課	027(223)1111	○
埼玉県	県土整備部建設業課	048(824)2111	
千葉県	県土整備部建設・不動産業課建設業・契約室	043(223)3108	○
東京都	都市整備局市街地建築部建設業課	03(5321)1111	
神奈川県	県土整備部建設業課	045(210)1111	○
山梨県	土木部土木総務課	055(237)1111	
長野県	土木部監理課	026(232)0111	○
新潟県	土木部監理課建設業室	025(285)5511	○
富山県	土木部建設技術企画課	076(431)4111	○
石川県	土木部監理課	076(255)1111	○
岐阜県	基盤整備部建設政策課	058(272)1111	○
静岡県	土木部建設業室	054(221)3058	
愛知県	建設部建設業不動産業課	052(961)2111	○
三重県	県土整備部建設業室	059(224)2660	○
福井県	土木部土木管理課	0776(21)1111	○
滋賀県	土木交通部監理課	077(524)1121	
京都府	土木建築部指導検査課	075(451)8111	○
大阪府	住宅まちづくり部建築振興課	06(6941)0351	
兵庫県	県土整備部県土企画局契約・建設業室	078(341)7711	○
奈良県	土木部監理課	0742(22)1101	○
和歌山県	県土整備部県土政策局技術調査課	073(432)4111	○
鳥取県	県土整備部管理課	0857(26)7347	○
島根県	土木部土木総務課建設産業対策室	0852(22)5185	○
岡山県	土木部監理課	086(224)2111	
広島県	土木建築部管理総室建設産業室	082(228)2111	○
山口県	土木建築部監理課	083(922)3111	○
徳島県	県土整備部建設管理課入札管理室	088(823)1111	○
香川県	土木部土木監理課	087(831)1111	
愛媛県	土木部管理局土木管理課	089(941)2111	○
高知県	土木部建設管理課	088(823)1111	
福岡県	建築都市部建築指導課	092(651)1111	○
佐賀県	県土づくり本部建設・技術課	0952(24)1111	○
長崎県	土木部監理課	095(824)1111	○
熊本県	土木部監理課	096(383)1111	
大分県	土木建築部土木建築企画課	097(536)1111	○
宮崎県	土木部管理課	0985(24)1111	○
鹿児島県	土木部監理用地課	099(286)2111	
沖縄県	土木建築部土木企画課	098(866)2384	○

※ 備考欄の○印を付した都道府県は、土木事務所等の出先機関で許可申請書類の受付をしている場合を表しています。詳細については、上記担当課へお問い合わせ下さい。

表2 地方整備局建設業許可事務担当課一覽

地方整備局名	担当課名	電話番号	所管区域
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311	北海道
東北地方整備局	建政部計画・建設産業課	022-225-2171	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島
関東地方整備局	〃 建設産業第一課	048-601-3151	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨、 長野
北陸地方整備局	〃 計画・建設産業課	025-280-8880	新潟、富山、石川
中部地方整備局	〃 建設産業課	052-953-8572	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿地方整備局	〃 〃	06-6942-1141	福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山
中国地方整備局	〃 計画・建設産業課	082-221-9231	鳥取、島根、岡山、広島、 山口
四国地方整備局	〃 〃	087-851-8061	徳島、香川、愛媛、高知
九州地方整備局	〃 〃	092-471-6331	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031	沖縄

表3 許可申請に必要なとなる書類の一覧

様式番号	書類の名称	要○否×	
		法人	個人
第1号	建設業許可申請書・別表	○	○
第2号又は 第2号の2	工事経歴書 ※ 第2号又は第2号の2の様式のいずれかの様式で提出します。	○	○
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○
第4号	使用人数	○	○
第6号	誓約書	○	○
第7号	経營業務の管理責任者証明書	○	○
第8号(1)	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○
第8号(2)	〃（更新）	○	○
—	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○
第9号	実務経歴証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）	○	○
第10号	指導監督的実務経歴証明書	○	○
第11号	令3条に規定する使用人の一覧表	○	○
第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）	○	○
第12号	許可申請者（法人の役員・本人・法定代理人）の略歴書	○	○
第13号	令第3条に規定する使用人の略歴書	○	○
—	定款	○	×
第14号	株主（出資者）調書	○	×
第15号	貸借対照表	○	×
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○	×
第17号	株主資本等変動計算書	○	×
第17号の2	注記表	○	×
第17号の3	附属明細表	※	×
第18号	貸借対照表	×	○
第19号	損益計算書	×	○
—	登記事項証明書	○	○
第20号	営業の沿革	○	○
第20号の2	所属建設業者団体	○	○
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	○	○
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○

※ 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。

- ① 資本金の額が1億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

【注】 許可の更新、業種を追加する場合や申請の内容により、省略可能又は提出不要の書類や上記の書類以外にも記載内容の確認のため提示又は提出を求める場合がありますので、詳細については提出窓口にご照会下さい。

表4 許可を受けた後の届出等

(1) 事実の発生から2週間以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア 経營業務の管理責任者を変更したとき	○経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)
イ 婚姻等により経營業務の管理責任者となっている者の氏名が変更となったとき	○経營業務の管理責任者証明書(様式第7号) 添付 戸籍抄本又は住民票の抄本
ウ 営業所の専任技術者を変更したとき	○専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号(1)) 添付 保有資格等を証する書面 ・技術検定合格証明書等の資格証明書 ・実務経験証明書(様式第9号)、卒業証明書 ・指導監督的実務経験証明書(様式第10号)
エ 婚姻等により営業所の専任技術者となっている者の氏名が変更となったとき	○専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号(1)) 添付 戸籍抄本又は住民票の抄本
オ 新たに営業所の代表者になった者があるとき	○変更届出書(様式第22号の2) 添付 誓約書(様式第6号) 略歴書(様式第13号)
カ 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき	○届出書(様式第22号の3)
キ 法第8条第1号及び第7号から第11号までのいずれかに該当するに至ったとき	○届出書(様式第22号の3)

(2) 事実の発生から30日以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア 商号又は名称を変更したとき	○変更届出書(様式第22号の2) 添付 登記事項証明書 ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。
イ 既存の営業所について、 (ア) その名称 (イ) 所在地 (ウ) 営業所において営業を行う建設業の種類 のいずれかを変更したとき	○変更届出書(様式第22号の2) 添付 登記事項証明書 許可申請書(様式第1号)の別表 ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。

<p>ウ 資本金額（又は出資総額）に変更があったとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p><b>添付</b> 登記事項証明書 株主（出資者）調書（様式第14号）</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>エ 役員の氏名に変更があったとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p><b>添付</b> 誓約書（様式第6号） 略歴書（様式第12号） 登記事項証明書 許可申請書（様式第1号）の別表</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>オ 個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p><b>添付</b> 登記事項証明書</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>カ 営業所の新設をしたとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p><b>添付</b> 誓約書（様式第6号） 略歴書（様式第13号） 当該営業所の専任技術者に関する書類 ・専任技術者証明書（様式第8号(1)） ・技術検定合格証明書等の資格証明書、実務経験証明書（様式第9号）、指導監督的実務経験証明書（様式第10号）、卒業証明書 登記事項証明書 許可申請書、変更届出書及びこれらの添付書類の写し 許可申請書（様式第1号）の別表</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>キ 建設業を廃業等したとき （ア）許可に係る建設業者が死亡したとき【相続人が届出】 （イ）法人が合併等により証明したとき【役員であった者が届出】 （ウ）法人が破産手続開始の決定により解散したとき【破産管財人が届出】 （エ）法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散し</p>	<p>○廃業届（様式第22号の4）</p>

たとき【清算人】 (オ) 許可を受けた建設業を廃止し たとき	
--------------------------------------	--

(3) 事業年度が終了するごとに届出を行う必要があるもの (事業年度経過後 4 月以内に届出)

届出事項及び届出書類の様式等	
○	<p><b>変更届出書</b> (国土交通大臣許可業者にあつては建設業許可事務ガイドラインで定める別紙 8 様式)</p> <p>※ 都道府県知事許可業者にあつては各都道府県で定める様式となります。 建設業許可事務ガイドラインは以下のアドレスに掲載されています。 (<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/index01.htm">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/index01.htm</a>)</p>
添付	<p><b>工事経歴書</b> (様式第 2 号又は第 2 号の 2)</p> <p>※ 上記のいずれかの様式により作成したもの。様式については選択制。</p> <p><b>直前 3 年の各事業年度における工事施工金額</b> (様式第 3 号)</p> <p><b>貸借対照表</b> (様式第 15 号又は第 18 号)</p> <p>※ 法人の場合は様式第 15 号、個人の場合は様式第 18 号となります。</p> <p><b>損益計算書</b> (様式第 16 号 (完成工事原価報告書付) 又は第 19 号)</p> <p>※ 法人の場合は様式第 16 号、個人の場合は様式第 19 号となります。</p> <p><b>株主資本等変動計算書</b> (様式第 17 号)、<b>注記表</b> (様式第 17 号の 2)</p> <p>※ 法人のみ必要となります。</p> <p><b>事業報告書</b> (任意様式)</p> <p>※ 特例有限責任会社を除く株式会社は届出を行う必要があります。 必要記載事項については会社法施行規則 (平成 18 年法務省令第 12 号) において規定されています。</p> <p><b>附属明細表</b> (様式第 17 号の 3)</p> <p>※ 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出することとなります。</p> <p>① 資本金の額が 1 億円超であるもの</p> <p>② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの</p> <p><b>納税証明書</b> (税務署等が交付する当該税に係る納付すべき額及び納付済額を証する書面)</p> <p>※ 国土交通大臣許可業者については法人税、都道府県知事許可業者は事業税に係る書面となります。</p> <p><b>使用人数を記載した書面</b> (様式第 4 号)</p> <p>※ 使用人数に変更があつた場合に限りします。</p> <p><b>令第 3 条に規定する使用人の一覧表</b> (様式第 11 号)</p> <p>※ 令第 3 条に規定する使用人の一覧表に変更があつた場合に限りします。</p> <p><b>国家資格者等・監理技術者一覧表</b> (様式第 11 号の 2)</p> <p>※ 国家資格者・監理技術者一覧表に記載した技術者に変更があつた場合に限りします。</p> <p><b>定款</b></p> <p>※ 定款に変更があつた場合に限りします。</p>

【注】 申請書と同様に上記変更届の記載内容の確認のため提示又は提出を求める場合がありますので、詳細については提出窓口にご照会下さい。

# 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事

申請者 印

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	項番 3 01	国土交通大臣 許可( 般特 - ) 第 5 10 号 平成 11 年 13 月 15 日
申請の区分	3 02	( 1. 新規 4. 業種追加 7. 般・特新規 + 更新 ) ( 2. 許可換え新規 5. 更新 8. 業種追加 + 更新 ) ( 3. 般・特新規 6. 般・特新規 + 業種追加 9. 般・特新規 + 業種追加 + 更新 )
申請年月日	3 5 7 03 平成 年 月 日	許可の有効期間の調整 4 ( 1. する ) ( 2. しない )

許可を受けようとする建設業	04	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清	( 1. 一般 )
申請時において既に許可を受けている建設業	05		( 2. 特定 )
商号又は名称のフリガナ	06		
商号又は名称	07		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08		
代表者又は個人の氏名	09		支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード	10		
主たる営業所の所在地	11		
郵便番号	12		電話番号
資本金額又は出資総額	13		(千円) 法人又は個人の別 ( 1. 法人 ) ( 2. 個人 )
兼業の有無	14		建設業以外に行っている営業の種類

許可換えの区分	15	( 1. 大臣許可 知事許可 2. 知事許可 大臣許可 3. 知事許可 他の知事許可 )
旧許可番号	16	大臣コード 知事 国土交通大臣 許可( 般特 - ) 第 5 10 号 平成 11 年 13 月 15 日

役員、営業所及び申請時において既に許可を受けている建設業については別表による。

連絡先

所属等 氏名 電話番号

記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設□業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。  
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はクのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例 

株	建設
有	

）

種 類	略 号
株 式 会 社	（株）
有 限 会 社	（有）
合 資 会 社	（資）
合 名 会 社	（名）
協 同 組 合	（同）
協 業 組 合	（業）
企 業 組 合	（企）

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はクのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 12 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 13 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば 13 のように記入すること。
- 14 12のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば 03 - 5253 - 8111 のように記入すること。
- 15 13「資本金額  
又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 16 15「許可換えの区分」の欄並びに16「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。  
「旧許可番号」の欄の「大臣  
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名						
氏名	役名（常勤・非常勤）	氏名	役名（常勤・非常勤）			
営 業 所						
名 称	営業しようとする建設業		所 在 地（郵便番号・電話番号）			
（主たる営業所）  （その他の営業所）	特 定	一 般				
計 箇所						
申請時において既に許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事	許可（ 般 - ）第 特	号	国土交通大臣 知事	許可（ 般 - ）第 特	号
	工事業	平成 年 月 日許可		工事業	平成 年 月 日許可	
	国土交通大臣 知事	許可（ 般 - ）第 特	号	国土交通大臣 知事	許可（ 般 - ）第 特	号
工事業	平成 年 月 日許可		工事業	平成 年 月 日許可		
国土交通大臣 知事	許可（ 般 - ）第 特	号	国土交通大臣 知事	許可（ 般 - ）第 特	号	
工事業	平成 年 月 日許可		工事業	平成 年 月 日許可		

収入印紙又は証紙はり付け欄

（収入印紙又は証紙は消印してはならない。）

登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

#### 記載要領

- 1 「役名」の欄は、役名のほかに常勤・非常勤の別を記載すること。
- 2 「営業所」の欄は、本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記載すること。
- 3 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けようとする建設業のうち左欄に記入した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の( )内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。
- 4 「国土交通大臣  
知事」及び「般  
特」については、不要のものを消すこと。
- 5 「収入印紙又は証紙はり付け欄」及び「登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は建設業法施行令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。

## 工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）

工事

注 文 者	元請又は 下請の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び市 区町村名	請 負 代 金 の 額	着 工 年 月		
					完成又は完成予定年月		
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月
				千円	平成	年	月

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 この表には、主な完成工事（申請をする日の直前1年間に完成した主な建設工事をいう。）を請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事（申請をする日の直前1年間に着工し、未だ完成していない主な建設工事をいう。）を同様に記載すること。
- 3 下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。）については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

## 工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）

工事

注 文 者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請 負 代 金 の 額		着 工 年 月
					千円	千円	完成又は完成予定年月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月

合 計	件	千円	千円
-----	---	----	----

**記載要領**

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 この表には、完成工事（申請をする日の直前1年間に完成した建設工事をいう。以下同じ。）を、記載された請負代金の額（工事進行基準を採用している場合において、当該工事進行基準が適用される完成工事については、5により括弧書で付記された完成工事高）の合計が、完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合において、当該工事進行基準が適用される完成工事については、その完成工事高。5を除き、以下同じ。）の合計のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事（申請をする日の直前1年間に着工し、未だ完成していない主な建設工事をいう。）を同様に記載すること。ただし、令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。
- 3 「元請又は下請の別」の欄は、元請と下請の別の記載に加え、共同企業体（JV）として行つた工事については、JVと付記すること。
- 4 「配置技術者氏名」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により申請をする日の直前1年間に置かれた者の氏名をすべて記載すること。
- 5 「請負代金の額」の欄は、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 6 「請負代金の額」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事についてこの表を作成する場合には、同表の（二）欄に掲げる略称を「うち（ ）」の括弧内に記入し、各工事ごとに同表の（三）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	PC	プレストレストコンクリート工事
どび・土工・コンクリート工事	法面処理	法面処理工事
鋼構造物工事	鋼橋上部	鋼橋上部工事

- 7 「合計」の欄は、完成工事の件数の合計及び完成工事に係る請負代金の額の合計並びに6により「PC」、「法面処理」及び「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 8 下請工事（下請負人として請け負つた建設工事をいう。）については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

## 直前3年の各事業年度における工事施工金額

（単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							

## 記載要領

- この表には、申請をする日の直前3年間に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載すること。
- 申請をする日の2年前の日の属する事業年度以前の事業年度に係る工事施工金額は、それぞれ「合計」の欄のみ記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。

## 使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	法第7条第2号イ、ロ 若しくはハ又は法第15 条第2号イ若しくはハ に該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

**記載要領**

- 1 この表には、建設業に従事している使用人数を記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、労務者及び法人にあつては代表権を有する役員、個人にあつてはその事業主は含めないものとする。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第3条に規定する使用人及び法定代理人は、  
「 法第8条各号  
法第17条において準用される法第8条各号 」 に規定されている欠格要件に該当  
しないことを誓約します。

平成 年 月 日  
申請者 印

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

記載要領

「 「 法第8条各号  
法第17条において準用される法第8条各号 」 及び 「 地方整備局長  
北海道開発局長 知事 」 に  
ついては、不要のものを消すこと。



記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者、被証明者に使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又はあつた者とする。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記入された事実を証し得る他の者を証明者として記載することができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
- 3 「

の常勤の役員
本 人
の支配人

」、

イ
ロ

」、

地方整備局長
北海道開発局長
知事

、「国土交通大臣  
知事」及び「

般
特

」については、不要のものを消すこと。
- 4 

--

--

--

--

で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 

1
---

7
---

「申請の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
  - 「1.新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて経營業務の管理責任者としての証明を行う場合
  - 「2.変更」・・・・・・ 現在証明されている経營業務の管理責任者に変更があつた場合
  - 「3.追加」・・・・・・ 現在証明されている経營業務の管理責任者に加えて新たな者を経營業務の管理責任者として証明する場合
  - 「4.更新その他」・・・・ 経營業務の管理責任者について、現在証明されている者のままとする場合また、「1.新規」、「3.追加」又は「4.更新その他」に該当する場合は【新規・変更後・追加・更新その他】の欄に記入し、「2.変更」に該当する場合は【新規・変更後・追加・更新その他】の欄及び【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更又は追加の年月日」の欄は、5により

1
---

7
---

の「申請の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、変更又は追加をした年月日を記入すること。
- 7 

1
---

8
---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1
---

7
---

の「申請の区分」の欄に「2」、「3」又は「4」を記入した場合に、申請時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「

大臣
知事

コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0
---

0
---

1
---

2
---

3
---

4
---

又は

0
---

1
---

月

0
---

1
---

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 

1
---

9
---

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば

平
---

又は

ハ
---

のように1文字として扱うこと。
- 9 

2
---

0
---

及び

2
---

1
---

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設

--

因

--

のよう左詰めで文字をカラムに記入すること。また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0
---

1
---

月

0
---

1
---

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。



## 記載要領

- 1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - (1) 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合  
現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合  
一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合  
一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合  
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「1」を記入すること。
  - (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合  
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「2」を記入すること。
  - (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合  
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「3」を記入すること。
  - (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）  
この場合、「(2)」を で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「4」を記入すること。  
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書(別記様式第22号の4)を用いて届け出ること。
  - (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合  
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「5」を記入すること。  
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「**{**法第7条第2号  
法第15条第2号**}**、**{**地方整備局長  
北海道開発局長  
知事**}**、**{**国土交通大臣  
知事**}**及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「**申請者届出者**」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **[6][2]**「許可番号」の欄の**「大臣知事コード」**の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**001234**又は**01月01日**のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **[6][3]**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**フ**又は**ヴ**のように1文字として扱うこと。  
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設 因 郎**のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。  
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**01月01日**のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 **[6][4]**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**[6][1]**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別表の「営業所」の欄の「営業しようとする建設業」に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）

内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1(1)に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 **6** **5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について建設業法施行規則別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記入し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記入すること。

### 専任技術者証明書(更新)

既に届け出たとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法第7条第2号} \\ \text{法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する下記の専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事

殿

申請者

印

記

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分	生年月日

記載要領

- 1 この証明書は、既に専任技術者証明書（新規・変更）（別記様式第八号（1））により専任の技術者の証明を行つた建設業について、許可の更新を申請する場合に作成すること。
- 2 「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法第7条第2号} \\ \text{法第15条第2号} \end{array} \right\}$ 」及び「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{地方整備局長} \\ \text{北海道開発局長} \\ \text{知事} \end{array} \right\}$ 」については、不要のものを消すこと。
- 3 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別表の「営業所」の欄の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 4 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について建設業法施行規則別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。





令 第 3 条 に 規 定 す る 使 用 人 の 一 覧 表

営 業 所 の 名 称	職 名	フ リ ガ ナ 氏 名

00007

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事

申請者
届出者

殿

印

Form with fields for '区 分' (7, 1), '大臣知事コード', '許可番号' (7, 2), '国土交通大臣知事許可(一般特記)第...号', and '許可年月日' (平成...年...月...日).

Form section 1: Name (フリガナ), birth date (元号, 年月日), and qualification categories (有資格区分).

Form section 2: Name (フリガナ), birth date (元号, 年月日), and qualification categories (有資格区分).

Form section 3: Name (フリガナ), birth date (元号, 年月日), and qualification categories (有資格区分).

Form section 4: Name (フリガナ), birth date (元号, 年月日), and qualification categories (有資格区分).

## 記載要領

1 この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわらず、法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ、口若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

ただし、法第15条第2号口に該当する者及び同号ハに該当（同号口と同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。

(1) 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合

現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

この場合、「(1)」を で囲み、「申請者  
届出者」の「届出者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「1」を記入し、

国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。

(2) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を で囲み、「申請者  
届出者」の「届出者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「2」を記入し、

既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号口に該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。

(3) 既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号口に該当する者となつた場合を含む。）又は法第15条第2号口に該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号口の指導監督的な実務の経験を有することとなつた場合

この場合、「(2)」を で囲み、「申請者  
届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「3」を記入し、

当該変更のあつた国家資格者等・監理技術者について作成すること。

(4) (2)の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合

この場合、「(2)」を で囲み、「申請者  
届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「4」を記入し、

新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。

(5) 既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなつた場合

この場合、「(2)」を で囲み、「申請者  
届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「5」を記入し、

当該国家資格者等・監理技術者でなくなつた者について作成すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(4)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(5)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「申請者  
届出者」の欄は、この一覧表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの一覧表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 「地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、「国土交通大臣  
知事」及び「般  
特」については、不要のものを消すこと。

4    で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5  「許可番号」の欄の「大臣  
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば       又は 月 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6  「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表

す文字については、例えば「キ」又は「ハ」のように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば「建設 〇 因 郎 〇 〇」のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば「0 1月0 1日」のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 7 4「今後担当する建設工事の種類」の欄は、7 1「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、7 1「区分」の欄の〇に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当する建設工事の種類」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

8 7 5「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について建設業法施行規則別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

許可申請者（法人の役員  
本人  
法定代理人）の略歴書

現住所				
氏名		生年月日	年月日生	
職名				
職歴	期間	従事した職務内容		
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	賞罰	年月日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。				
平成 年 月 日		氏名 印		

記載要領

- 「法人の役員  
本人  
法定代理人」については、不要のものを消すこと。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

令第3条に規定する使用人の略歴書

現住所								
氏名		生年月日			年月日生			
営業所名								
職名								
職歴	期間			従事した職務内容				
	自	年	月	日				
	至	年	月	日				
	自	年	月	日				
	至	年	月	日				
	自	年	月	日				
	至	年	月	日				
	自	年	月	日				
	至	年	月	日				
	自	年	月	日				
	至	年	月	日				
	自	年	月	日				
	至	年	月	日				
	自	年	月	日				
	至	年	月	日				
	賞罰	年月日			賞罰の内容			
上記のとおり相違ありません。								
平成 年 月 日				氏名		印		

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

# 株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額

**記載要領**

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

貸借対照表  
平成 年 月 日 現在  
資産の部

（会社名）

I 流動資産		千円
現金預金		×××
受取手形		×××
完成工事未収入金		×××
有価証券		×××
未成工事支出金		×××
材料貯蔵品		×××
短期貸付金		×××
前払費用		×××
繰延税金資産		×××
その他		×××
貸倒引当金		<u>△×××</u>
流動資産合計		××××
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	×××	
減価償却累計額	<u>△×××</u>	×××
機械・運搬具	×××	
減価償却累計額	<u>△×××</u>	×××
工具器具・備品	×××	
減価償却累計額	<u>△×××</u>	×××
土地		×××
建設仮勘定		×××
その他	×××	
減価償却累計額	<u>△×××</u>	<u>×××</u>
有形固定資産計		×××
(2) 無形固定資産		
特許権		×××
借地権		×××
のれん		×××
その他		<u>×××</u>
無形固定資産計		×××
(3) 投資その他の資産		
投資有価証券		×××

	関係会社株式・関係会社出資金	×××
	長期貸付金	×××
	破産債権、更生債権等	×××
	長期前払費用	×××
	繰延税金資産	×××
	その他	×××
	貸倒引当金	<u>△×××</u>
	投資その他の資産計	<u>×××</u>
	固定資産合計	××××
III	繰延資産	
	創立費	×××
	開業費	×××
	新株発行費	×××
	社債発行費	×××
	社債発行差金	×××
	開発費	<u>×××</u>
	繰延資産合計	<u>××××</u>
	資産合計	<u>××××</u>
		<u>××××</u>
	負債の部	
I	流動負債	
	支払手形	×××
	工事未払金	×××
	短期借入金	×××
	未払金	×××
	未払費用	×××
	未払法人税等	×××
	繰延税金負債	×××
	未成工事受入金	×××
	預り金	×××
	前受収益	×××
	・・・引当金	×××
	その他	<u>×××</u>
	流動負債合計	××××
II	固定負債	
	社債	×××
	長期借入金	×××
	繰延税金負債	×××
	・・・引当金	×××
	負ののれん	×××
	その他	<u>×××</u>

固定負債合計	××××
負債合計	<u>××××</u>
純 資 産 の 部	
I 株 主 資 本	
(1) 資本金	××××
(2) 新株式申込証拠金	××××
(3) 資本剰余金	
資本準備金	×××
その他資本剰余金	<u>×××</u>
資本剰余金合計	××××
(4) 利益剰余金	
利益準備金	×××
その他利益剰余金	
・ ・ ・ 準備金	××
・ ・ ・ 積立金	××
繰越利益剰余金	<u>×××</u>
利益剰余金合計	××××
(5) 自己株式	△××××
(6) 自己株式申込証拠金	<u>××××</u>
株主資本合計	××××
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	×××
(2) 繰延ヘッジ損益	×××
(3) 土地再評価差額金	<u>×××</u>
評価・換算差額等合計	××××
III 新株予約権	<u>××××</u>
純資産合計	<u>××××</u>
負債純資産合計	<u>××××</u>

#### 記載要領

- 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の1以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。

- 7 「流動資産」の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。「投資その他の資産」の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、「投資その他の資産」に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の1以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 16 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 17 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 19 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

損 益 計 算 書  
 自 平成 年 月 日  
 至 平成 年 月 日

（会社名）

I 売上高	千円	
完成工事高	×××	
兼業事業売上高	<u>×××</u>	××××
II 売上原価		
完成工事原価	×××	
兼業事業売上原価	<u>×××</u>	<u>××××</u>
売上総利益（売上総損失）		
完成工事総利益（完成工事総損失）	×××	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	<u>×××</u>	××××
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	×××	
従業員給料手当	×××	
退職金	×××	
法定福利費	×××	
福利厚生費	×××	
修繕維持費	×××	
事務用品費	×××	
通信交通費	×××	
動力用水光熱費	×××	
調査研究費	×××	
広告宣伝費	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
貸倒損失	×××	
交際費	×××	
寄付金	×××	
地代家賃	×××	
減価償却費	×××	
開発費償却	×××	
租税公課	×××	
保険料	×××	
雑費	<u>×××</u>	<u>××××</u>
営業利益（営業損失）		××××
IV 営業外収益		
受取利息配当金	×××	

その他	<u>×××</u>	××××
V 営業外費用		
支払利息	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
貸倒損失	×××	
その他	<u>×××</u>	<u>××××</u>
經常利益（經常損失）		××××
VI 特別利益		
前期損益修正益	×××	
その他	<u>×××</u>	××××
VII 特別損失		
前期損益修正損	×××	
その他	<u>×××</u>	<u>××××</u>
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		××××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	<u>×××</u>	<u>××××</u>
当期純利益（当期純損失）		<u>××××</u>

#### 記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に把握することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。  
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」で金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。  
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差異を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

(用紙A4)

完 成 工 事 原 価 報 告 書  
 自 平成 年 月 日  
 至 平成 年 月 日

(会社名)

千円

I	材 料 費	×××
II	労 務 費	×××
	(うち労務外注費)	××)
III	外 注 費	×××
IV	経 費	<u>×××</u>
	(うち人件費)	××)
	完成工事原価	<u><u>××××</u></u>

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

株主資本等変動計算書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

（会社名）

千円

	株主資本								評価・換算差額等					新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		×× 積立金	繰越利 益剰余 金									利益 剰余金 合計
前期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××						△×××
当期純利益							×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××						×××
×××××																
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

5 評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

6 各合計額の記載は省略することができる。

7 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。

8 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 当期純利益又は当期純損失
- (2) 新株の発行又は自己株式の処分
- (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
- (4) 自己株式の取得
- (5) 自己株式の消却
- (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
- (7) 株主資本の計数の変動
  - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
  - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
  - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
  - ④ 剰余金の内訳科目間の振替

9 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

10 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある

場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

11 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

(1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。

(2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

12 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

13 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

14 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1) 評価・換算差額等

① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

15 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

16 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表  
自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

（会社名）

注

- 1 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
  - 2 重要な会計方針
    - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - (3) 引当金の計上基準
    - (4) 収益及び費用の計上基準
    - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
    - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
  - 3 貸借対照表関係
    - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
      - ①担保に供している資産の内容及びその金額
      - ②担保に係る債務の金額
    - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
    - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
    - (4) 取締役、執行役、会計参与及び監査役との間の取引による取締役、執行役、会計参与及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務
    - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
  - 4 損益計算書関係
    - (1) 工事進行基準による完成工事高
    - (2) 「売上高」のうち関係会社に対する部分
    - (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
    - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
  - 5 株主資本等変動計算書関係
    - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
    - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
    - (3) 事業年度中に行った剰余金の配当
    - (4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当
    - (5) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
  - 6 税効果会計
  - 7 リースにより使用する固定資産
  - 8 関連当事者との取引
    - (1) 取引の内容
-

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千 円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千 円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

## 9 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

## 10 重要な後発事象

## 11 連結配当規制適用の有無

## 12 その他

### 記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる 事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 貸借対照表関係	○	○	×	×
4 損益計算書関係	○	○	×	×
5 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
6 税効果会計	○	○	×	×
7 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
8 関連当事者との取引	○	○	×	×
9 一株当たり情報	○	○	×	×
10 重要な後発事象	○	○	×	×
11 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
12 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3 記載すべき金額は、注9を除き千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載するこ

と。

- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載にあたっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性  
その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が  
存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該  
事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の  
影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載す  
る。

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照  
表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変  
更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを  
記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税  
抜方式を採用すること。

注3

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に  
総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役及び執行役別の金額は記載することを要しな  
い。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注4

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注5

- (3) 配当を実施した回毎に、配当総額、一株当たりの配当額、配当原資について記載する。
- (4) 事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載する。

注6 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において  
当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リ  
ース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利  
益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質  
的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取  
引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産につい

て、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則第140条第4項に定める者をいい、記載にあたっては、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

(1) 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

注11 会社計算規則第186条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注12 注1から注11に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）

（用紙A4）

附 属 明 細 表

平成 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘 要
			株 式 数	取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	株 式 数	金 額	株 式 数	金 額	株 式 数	取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	
			千 円	千 円	千 円		千 円		千 円		千 円	千 円	
	計												
社 債	銘 柄	期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		摘 要					
		取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額			取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額						
		千 円	千 円			千 円	千 円						
	計												
そ の 他 の 有 価 証 券	銘 柄	期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		摘 要					
		取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額			取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額						
		千 円	千 円			千 円	千 円						
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			—

## 8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

## 記載要領

## 第1 一般的事項

- 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。。
- 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 証券取引法第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。

5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

## 第2 個別事項

### 1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

### 2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

### 3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

### 4 関係会社貸付明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関連会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返

済期限について要約して記載することができる。

## 5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の1を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び資本の合計額が100分の1を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

## 6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

## 7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載する

こと。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。

- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

## 8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

## 9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

## 10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先事の額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

貸借対照表

平成 年 月 日現在

（商号又は名称）

資 産 の 部

I 流動資産	千円
現金預金	××
受取手形	××
完成工事未収入金	××
有価証券	××
未成工事支出金	××
材料貯蔵品	××
その他	××
貸倒引当金	<u>△××</u>
流動資産合計	×××
II 固定資産	
建物・構築物	××
機械・運搬具	××
工具器具・備品	××
土地	××
建設仮勘定	××
破産債権、更生債権等	××
その他	<u>△××</u>
固定資産合計	<u>×××</u>
資産合計	<u>×××</u>

負 債 の 部

I 流動負債	
支払手形	××
工事未払金	××
短期借入金	××
未払金	××
未成工事受入金	××
預り金	××
・・・引当金	<u>××</u>
その他	×××
流動負債合計	
II 固定負債	
長期借入金	××

その他	<u>××</u>
固定負債合計	<u>×××</u>
負債合計	
純 資 産 の 部	
期首資本金	××
事業主借勘定	××
事業主貸勘定	△××
事業主利益	<u>××</u>
純資産合計	<u>×××</u>
負債純資産合計	<u>×××</u>

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

#### 記載要領

- 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
  - 期首資本金 —— 前期末の資本合計
  - 事業主借勘定 —— 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
  - 事業主貸勘定 —— 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
  - 事業主利益（事業主損失） —— 損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の10分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
  - ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

損 益 計 算 書  
 自 平成 年 月 日  
 至 平成 年 月 日

（商号又は名称）

千円

I	完成工事高				×××
II	完成工事原価				
	材料費			××	
	労務費			××	
	（うち労務外注費			××	
	外注費			××	
	経費			<u>××</u>	<u>×××</u>
	完成工事総利益（完成工事総損失）				×××
III	販売費及び一般管理費				
	従業員給料手当			××	
	退職金			××	
	法定福利費			××	
	福利厚生費			××	
	維持修繕費			××	
	事務用品費			××	
	通信交通費			××	
	動力用水光熱費			××	
	広告宣伝費			××	
	交際費			××	
	寄付金			××	
	地代家賃			××	
	減価償却費			××	
	租税公課			××	
	保険料			××	
	雑費			<u>××</u>	<u>×××</u>
	営業利益（営業損失）				×××
IV	営業外収益				
	受取利息配当金			××	
	その他			<u>××</u>	×××
V	営業外費用				
	支払利息			××	
	その他			<u>××</u>	<u>×××</u>
	事業主利益（事業主損失）				<u>×××</u>

注 工事進行基準による「完成工事高」

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

## 営 業 の 沿 革

	創 業	年 月 日
創 業 後 の 沿 革		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
	許 可 申 請 直 前 の 過 去 5 年 間 で 許 可 を 受 け て 継 続 し て 営 業 し た 期 間	

**記載要領**

「創業後の沿革」の欄は、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開、賞罰（行政処分等を含む。）、建設業の最初の登録及び許可等を記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

### 主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
（例 ○○銀行○○支店）



記載要領

- 1 (1)から(7)までの事項については、該当するものの番号を で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 36「許可番号」の欄の「大臣  
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 7 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 8 届出の内容が(2)についての変更の場合には、この届出書のほかに建設業許可申請書(別記様式第一号)別表に掲げる「営業所」の欄に従い、変更後の一覧表を添付すること。
- 9 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 10 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 □株)A建設□  
□建設□有□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
有 限 会 社	(有)
合 資 会 社	(資)
合 名 会 社	(名)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 11 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
- 12 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 13 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 14 42「主たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-(ハイフン)を用いて、例えば 区 関 2 - 1 - 1 3 □ のように記入すること。
- 15 43のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-(ハイフン)で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように記入すること。
- 16 44「資本金額  
又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。



記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた場合  
この場合、「(1)」を で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
  - (2) 許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除した場合  
この場合、「(2)」を で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
  - (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合  
この場合、「(3)」を で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (4) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合  
この場合、「(4)」を で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (5) 法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合  
この場合、「(5)」を で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「  
地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」  
「国土交通大臣  
知事」及び「  
般  
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □ □ □ □ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「  
大臣  
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設** □ **因** **郎** □ □ のように左詰めで文字をカラムに記入すること。  
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	



記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、「国土交通大臣  
知事」及び「般  
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 5 5「許可番号」の欄の「大臣  
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 5 7「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを で囲むこと。